

能美市創業支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市の産業、観光、教育及び福祉の振興及び活性化を図ることを目的として、市内で創業する者に対し、予算の範囲内において能美市創業支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、新たに会社を設立し、事業を開始する場合

ウ 個人が、現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を開始する場合

エ 会社が、現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな分野で事業を開始する場合

(2) 投資額は、補助対象経費の合計額で、消費税及び地方消費税を含まない額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内において補助金の申請年度内に現に創業し、又は創業しようとしている

個人及び会社で、5年以上継続して事業展開をできる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等を完納している者
- (2) 市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 許認可等が必要な業種の創業については、既に当該許認可等を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助金の交付対象としない。

- (1) 過去に、この告示又は旧能美市ワーク・イン・レジデンス事業補助金交付要綱(平成25年能美市告示第117号)に規定する補助金の交付を受けている者
- (2) この告示における事業内容と重複した国・県等の補助金又は助成金の交付を受けようとする者又は現に受けている者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団に係る者
- (5) その他市長が公序良俗の観点から適当でないと認める者
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、創業に要する事業で認定支援機関の支援を受けて事業計画を作成し、計画の実効性が確認された事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類をいう。以下同じ。)に規定する別表第1に定める業種とする。

(2) その他公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められるもので、別途定める能美市創業支援事業運用事務の取決めにより、市長が創業に対する支援が特に必要と認めたもの。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象としない。

(1) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(2) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社に該当するものが行う事業

(3) 仮設又は臨時の店舗等で恒常的でない店舗での事業

(4) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 この補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 土地の購入に係る費用

(2) 新築、中古店舗等の購入及び賃貸借(36か月分)に係る費用

(3) 店舗等に係る建築工事及び設備工事に係る費用

(4) その他創業に係る事業に必要な費用

(5) 前各号の規定にかかわらず、必要な経費のうち市長が認めたもの

2 補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、能美市創業支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の実施前に市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 納税証明書

(3) 法人の場合は、登記事項証明書の写し

(4) 個人の場合は、開業したことが証明できる書類の写し

(5) 許認可を必要とする業種の場合は、営業許可証の写し

(6) 店舗等の賃貸契約書の写し

(7) 改築、改修、設備整備等に係る見積書の写し

2 国・県等から補助金等の交付を受ける事業で、その申請書類により事業内容等を確認できる場合は、前項各号に規定する書類の全部又は一部を省略することができる。

3 賃貸借に係る申請については、年度毎に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更承認申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、交付申請の内容に変更が生じた場合には、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を変更すべきものと認めたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助対象事業が完了後1箇月以内に、能美市創業支援補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、実績報告書の提出遅延者については、補助金交付決定を取り消すものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、当該実績報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金請求書(様式第8号)を提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助対象者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な行為があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用できるものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるものを除くほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年6月1日告示第105号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1(第4条関係)補助対象の業種(日本標準産業分類 第13改訂による)

大分類	中分類	小分類	備考
A 農業、林業	01 農業、02 林業	011 耕種農業、013 農業サービス業、014 園芸サービス業、021 育林業、022 素材生産業、023 特用林産物生産業、024 林業サービス業、029 その他の林業	
E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業 13 家具・装備品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 24 金属製品製造業 32 その他の製造業	091 畜産食料品製造業、093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、094 調味料製造業、095 糖類製造業、096 精穀・製粉業、097 パン・菓子製造業、099 その他の食料品製造業、101 清涼飲料製造業、102 酒類製造業、103 茶・コーヒー製造業、104 製氷業、116 外衣・シャツ製造業、118 和装製品、その他の衣類・繊維製身の周り品製造業、123 木製容器製造業、129 その他の木製品製造業、131 家具製造業、201 なめし革製造業、204 革製履物製造用、205 革製手袋製造業、206 かばん製造業、207 袋物製造業、208 毛皮製造業、209 その他のなめし革製品製造業、211 ガラス・同製品製造業、214 陶磁器・同関連製品製造業、242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、321 貴金属・宝石製品製造業、322 装身具・装飾品・ボタン・同関連製造業、324 楽器製造業、327 漆器製造業、328 畳等生活雑貨製品製造業	店舗での小売りを伴うこと
G 情報通信業の一部	39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業	391 ソフトウェア業、392 情報処理・提供サービス業、411 映像情報制作・配給業、414 出版業、415 広告制作業	
I 卸売業、小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業の一部 60 その他の小売業の一部	570～589 までの各種小売業、592 自転車小売業、601 家具・建具・畳小売業、602 じゅう器小売業、606 書籍・文房具小売業、607 スポーツ用品、がん具・娯楽用品・楽器小売業、608 写真機・時計・眼鏡小売業	
L 学術研究・専門・技術サービス業の一部	72 専門サービス業の一部 73 広告業 74 技術サービス業の一部	726 デザイン業、727 著述・芸術家業、731 広告業、741 獣医業、746 写真業	

M 宿泊業・飲食サービス業	76 飲食店	751 旅館、ホテル、761 食堂、レストラン、762 専門料理店、763 そば・うどん店、764 すし店、765 酒場・ビヤホール、767 喫茶店、769 その他の飲食店	
N 生活関連サービス業・娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	782 理容業、783 美容業	
R サービス業（他に分類されないもの）	89 自動車整備業	891 自動車整備業	

別表第2（第5条関係）補助金の金額

補助基本額		備考
創業	限度額 50 万円	補助対象経費の 1 / 2 以内
加算要件		備考
九谷焼業又は飲食店を創業	加算額 10 万円	
空き家・空き店舗を活用	加算額 10 万円	
その他市長が認める場合	加算額 50 万円以内	

※ 補助金額の合計は、補助対象経費の1 / 2 以内とし、かつ、補助基本額と加算額を合計した金額は100万円を補助金額の上限とする。また、交付は一申請者に対し一度限りとする。ただし、店舗等の賃貸借契約を結んでいる者については、補助基本額の限度額に達していない場合、最大で3年間申請できるものとする。